

東京圏からのUターン・Iターン就職を応援！

就職・転職
を希望する
皆様へ

山形県への移住・就職で 移住支援金 最大100万円をサポート

移住支援金制度とは？

東京圏から中小企業等に就職した
Uターン・Iターン世帯に対して、
100万円(単身者は60万円)を支給
する制度です。

《主な対象者の条件》

- 東京23区に住んでいた方
または 通勤していた方
- 通勤の場合は、都内、神奈川県、
埼玉県、千葉県にお住まいの方
- 上記の期間が、直近1年以上十
過去10年のうち通算5年以上
詳しくは、チラシの裏面をご覧ください



写真: ACワークス

ステップ1

『移住支援金対象求人サイト』に
掲載されている企業に応募・就職

（ 就業を検討している求人が、本サイトに掲載されて
いない場合は、下記までお問合せください。 ）



ステップ2

山形県に
Uターン
Iターン

住民票の
異動が必要です

ステップ3

移住支援金
を支給

転入先の市町村
での手続きに
なります

まずは、サイトの
求人をチェック！

山形 移住支援金



お問い合わせ

【東京】やまがたハッピーライフ情報センター(東京都千代田区有楽町2-10-1)

電話 03-6269-9533 FAX 03-6269-9534

【県内】山形県 移住・定住推進課 移住・定住推進担当

電話 023-630-2234 FAX 023-630-2130

山形県移住支援金事業の概要



東京一極集中の是正及び本県の担い手不足対策のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する「移住支援金（最大100万円）」を支給する事業です。

1 支給金額

- ・世帯での移住の場合 ⇒ 100万円
- ・単身での移住の場合 ⇒ 60万円

2 支援対象者の要件

令和元年12月20日から要件が一部緩和されました

次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

《移住元》

① 東京23区に在住又は通勤（通勤は、東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京23区に通勤していた方）

◆住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤。

ただし、直近1年以上は、東京23区に在住又は通勤していた場合。

※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

※R1. 12. 19以前に転入した方は、別途要件がありますのでお問合せください。

※東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち1都3県です。

※条件不利地域とは、次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村です。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法

《移住先》

② 山形県内への移住者

◆いつ移住しても対象になるの？ ⇒ 期間等の要件があります。

- ・支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること。 等

《就業・起業》

③ 山形県移住支援金対象求人サイトの求人に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方

◆対象となる求人はどんなもの？

- ・地方創生の観点から県が選定する法人（県内中小企業等）の週20時間以上の無期雇用契約の求人

※次の場合は対象になりません。

- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業
- ・官公庁、大企業、本店所在地が東京圏（条件不利地域を除く）にある法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人が行う求人 等

◆対象となる求人はどんなもの？ ⇒ 以下の全てを満たす場合に対象となります。

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- ・上記求人への応募日が、県移住支援金対象求人サイトに求人が掲載された日以降であること。
- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

3 申請先

・移住先の市町村

詳細は、山形県移住支援金対象求人サイトをご覧ください。 →

